

令和6年 第1回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年1月4日(木)
開会 午後1時00分 閉会 午後2時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2、第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
学校教育課長 川村義輝 子ども未来課長 蒲田幸宏
生涯学習課長 安達 純 スポーツ推進室長 下戸裕子
文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 欠席者 教育総務課長 西村 隆
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第1号 京丹後市教育委員会事務委任規則及び京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について
- (2) 議案第2号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
- (3) 議案第3号 京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について
- (4) 議案第4号 京丹後市家庭子ども相談室設置規則の一部改正について
- (5) 議案第5号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について
- (6) 議案第6号 京丹後市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について
- (7) 議案第7号 京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
- (8) 議案第8号 京丹後市保育事業者選定委員会設置要綱の一部改正について
- (9) 議案第9号 語り部動画発表会開催事業の開催に係る後援について
- 【追加議案 議案第10号、議案第11号、議案第12号、報告第1号】
- (10) 議案第10号 京丹後市市民遺産制度実施要綱の制定について
- (11) 議案第11号 京丹後市文化芸術のまちづくり推進会議設置要綱の制定について
- (12) 議案第12号 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (13) 報告第1号 内部通報に係る不作為に対する審査請求の裁決について
- 8 その他
- (1) 諸報告
- ① 「共催」・「後援」に係る12月期承認について

(2) 各課報告

- ① 1月学校行事予定について
- ② 1月保育所・こども園行事予定について
- ③ 1月生涯学習課行事予定について
- ④ 1月文化財保存活用課行事結果について

9 会議録 別添のとおり (全18頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和6年1月26日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 関 美幸

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 学校教育課長 川村義輝 子ども未来課長 蒲田幸宏
- 生涯学習課長 安達 純 スポーツ推進室長 下戸裕子
- 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 〔欠 席 者〕 教育総務課長 西村 隆

〈松本教育長〉

ただいまから「令和6年 第1回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆様、明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、心からお喜び申し上げます。教育委員の皆様には、午前中は賀詞交歓会への出席御苦労様でした。

また、令和6年能登半島地震で亡くなられた方々への心よりのお悔やみと被災された皆様へのお見舞いと一刻も早い復興を皆さんと願いたいと思います。

さて、昨年は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがゴールデンウィーク以降、5類に引き下げられ、その後の感染の広がりは一応あったものの学校教育及び社会教育における様々な活動がほぼ従来に近い形で実施することができました。また教育委員会の研修についても、丹後管内、京都府・近畿の研修だけでなく、京丹後市単独でも東京での研修を実施することができ、京丹後市に絞った課題や充実の視点で学び合えたことは、今後委員の皆様とより共通認識のもと京丹後市の教育について意見交換できる基盤になったと感じています。

本日は、この後、教育委員会事務局の皆さんに集まってもらい、新年の会を行います。令和6年のスタート、そして令和5年度のまとめの時期となりますので、それぞれの部署で本年度及び数年単位での事業や対応が計画や方針どおりに進んでいるか、今一度点検し、評価しながら3月末を迎えてほしいということ、自身の体調管理には十分気をつけながらメリハリのある勤務が実現できるよう、互いに強い課題意識を持って業務を進めていくこと、また令和6年に当たって各課で押さえてほしい点について、職員一同と改めて確認したいと考えています。

教育委員の皆様には、教育視察や研修会等への積極的な参加など、御尽力いただいていますことに改めてお礼申し上げますとともに、本年も教育委員会議をはじめ、様々な会議等の

場で活発な議論をいただければと思っております。本年も昨年同様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「京丹後市教育委員会事務委任規則及び京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」をはじめ12議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和5年第17回教育委員会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

関委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、議案第1号から議案第8号までの8議案は、市組織条例の改正により令和6年4月1日に子ども部が設置されることに伴う関連議案となりますので、一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認めます。よって議案第1号「京丹後市教育委員会事務委任規則及び京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」、議案第2号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」、議案第3号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」、議案第4号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の一部改正について」、議案第5号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」、議案第6号「京丹後市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について」、議案第7号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」、議案第8号「京丹後市保育事業者選定委員会設置要綱の一部改正について」の8議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第1号から議案第8号につきまして、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第1号「京丹後市教育委員会事務委任規則及び京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」です。

3ページの京丹後市教育委員会事務委任規則の新旧対照表をご覧ください。

第2条第3号から第5号に規定しています委任事務につきまして、子ども未来課が所管しています「、保育所及び認定こども園」の字句を削るものです。

次のページに進んでください。

4ページ、京丹後市教育委員会職員補職名規則の新旧対照表をご覧ください。

第2条に規定しています補職名につきまして、保育所及びこども園に係る補職名であります「、園長、副園長、主幹保育教諭、保育教諭、助保育教諭」「、保育所長、保育所長補佐、主任保育士、保育士」の字句を削るものです。

次の議案です。議案第2号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1及び別表第2、1庁印の表中、ひな形番号⑩から⑬にあります、「市立保育所印、市立こども園印、市立こども園印（表彰用）」の項を削り、2職印の表中、ひな形番号⑫から⑬にあります、「市立保育所長印、こども園長印」の項を削るものです。

次に、議案第3号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第10条、第12条、別表において、「保育所、こども園、子ども未来課、幼児」に関する

字句を削るなどの改正を行うものです。

次に、議案第4号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の一部改正について」です。

これも3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、「京丹後市家庭子ども相談室」を「京丹後市こども家庭相談室」ということで子どもについてはひらがなの表記に改めています。

また、所管部署を「教育委員会事務局」から「こども部」に変更する内容となっています。

次に、議案第5号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、所管部署を「教育委員会事務局 子ども未来課」から「こども部 子ども未来課」に変更するものです。

次に、議案第6号「京丹後市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について」です。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、「家庭子ども支援ネット」の子どもの表記をひらがなに改めるほか、会長を「教育次長」から「こども部長」に、所管部署を「教育委員会事務局 子ども未来課」から「こども部 子育て支援課」に変更するものなどとなっています。

次に、議案第7号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」です。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

本議案については、一部事業内容の変更もございます。

その改正内容についてですが、まず第4条で、センターの事務所の所在地を「大宮庁舎」から「福祉事務所内」に変更するほか、所管部署を「教育委員会事務局 子ども未来課」から「こども部 子育て支援課」に変更するものなどとなっています。

4ページをご覧ください。第10条第2項です。援助活動場所について、これまで会員の自宅に限っていたものを、相互の合意がある場合は自宅以外の場所での活動ができるものとし、より利用しやすくなるための改正を、併せて行うこととしています。

次に、議案第8号「京丹後市保育事業者選定委員会設置要綱の一部改正について」です。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、所管部署を「教育委員会事務局 子ども未来課」から「こども部 子ども未来課」に変更するものなどとなっています。

以上となりますが、第1号議案から第8号議案までの規則等の改正につきましては、全て

附則にて令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第1号から議案第8号までを説明させていただきました。

それでは、議案第1号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第1号「京丹後市教育委員会事務委任規則及び京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第2号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りします。

議案第2号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、原案どお

り承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第3号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りします。

議案第3号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第4号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第4号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りします。

議案第5号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第6号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りします。

議案第6号「京丹後市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

7号の議案の内容についてではないのですが、質問があります。

市が直接関わっているベビーシッター制度みたいなものは、今あるのですか。

<蒲田子ども未来課長>

現時点では存じ上げておりません。

<安達委員>

市の職員が直接自宅に行って、ある時間内に保育をしているということは全然ないですか。

<蒲田子ども未来課長>

私が聞いたことは、現時点ではありません。

<安達委員>

すみません。ちらっと聞いたので、それが実際にあるかどうかをお聞きしたかったのですが、ないみたいですね。

<松本教育長>

そのほか、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

それではお諮りします。

議案第7号「京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第8号につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りします。

議案第8号「京丹後市保育事業者選定委員会設置要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第9号「語り部動画発表会開催事業の開催に係る後援について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第9号「語り部動画発表会開催事業の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、丹後語り部の会が本年度制作した「語り部動画」を発表し、語り部活動について参加者と共有し、地域の歴史文化の継承、発信を通じた人材育成、観光など地域振興に貢献することを目的に開催されるものです。

内容は、語り部の会の指導者であります嵯峨美術大学名誉教授 坂上英彦氏による講話や、各制作動画の語り部発表、丹後緑風高校とのコラボ制作をした動画の紹介等となっています。

開催日は令和6年3月6日水曜日、対象は特に定めず、参加料は無料、会場はアグリセンター大宮の多目的ホールとなっています。

主催は丹後語り部の会、後援は海の京都DMO、京都府丹後広域振興局のほか、宮津市、伊根町、与謝野町、京丹後市、同市町の教育委員会、観光協会が予定されています。

申請者は、丹後語り部の会 会長 東哲氏です。

本事業が広く市民福祉の向上に寄与することから、後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第9号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第9号「語り部動画発表会開催事業の開催に係る後援について」につきまして、承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案3件、報告1件を準備しています。

初めに、議案第10号「京丹後市市民遺産制度実施要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第10号「京丹後市市民遺産制度実施要綱の制定について」を説明させていただきます。

この制度は、令和4年度に文化庁認定を受けました京丹後市文化財保存活用地域計画に基づき、市民が後世に語り継ぎたいと思う歴史文化を、京丹後市市民遺産として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着を持つとともに、地域の活性化を図ることを目的に新たに設置するものです。

別記の要綱案1ページをご覧ください。

第1条の目的では、先ほど申し上げた設置の目的を規定しています。

第2条では市民遺産の定義を、京丹後市内に所在する地域の歴史や文化に関連し、市民が将来の世代に引き継いでいくために、自主的に保存及び活用を行っているもので、教育委員会が認定するものと規定しています。

第3条では、市民遺産の要件として、国、京都府、京丹後市の指定を受けた文化財のほか、地域の歴史や文化を象徴しているものなど、指定の有無に関わらず地域の歴史文化を幅広く

対象としています。

第4条と第5条では認定に係る手続き、第6条では認定内容の変更、第7条では認定後の状況報告、第8条では認定の解除について定めています。

第9条から第15条までは、市民遺産の認定に係る審査を行う京丹後市市民遺産会議について規定しています。

附則として、この要綱は本日から施行することとしていますが、第4条から第8条までの認定申請から認定の解除までにつきましては、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第10号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<田村委員>

この制度の設置についてはありませんが、添付いただいている資料について教えてください。

いろいろな遺産を保存して活用するという趣旨のもとなんですけれども、この資料の中に峰山小学校の旧校舎の写真があるように思います。あの校舎について何か保存、活用するというような計画があるかどうかを聞かせていただきたいです。

<村田文化財保存活用課長>

今の田村委員の御指摘についてですが、確かに今小学校としての建物ですので、それを例えば別の団体が保存活用しているとかそういったわけではございません。ただ、この峰山小学校は御存知のとおり丹後震災記念館と同じ年にできた歴史的建造物ですので、そういった意味では今後もしかしたらそういった保存活用の動きが出るようなことがあるかも知れません。

ここに示させていただいてるものは、あくまで例というふうに捉えていただけたらと思うのですが、歴史文化ですとか、生活文化、伝統行事など、なかなかイメージしにくいということがありましたので、こういった添付資料を付けさせていただきまして、写真も付けて、皆様のイメージを膨らますために添付させていただいています。

今現在対象になっているというわけではございませんが、今後なる可能性はあるということで御了承いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

<田村委員>

分かりました。この建物は学校の敷地内であって、今はもう廃墟のような状態になっているので、子どもたちのためにも、そして住民の誇りでもある建物ですので、何かよい方向で進んでいけたらというふうに要望を申し上げます。以上です。

<松本教育長>

そのほか何かございませんでしょうか。

それではお諮りします。

議案第10号「京丹後市市民遺産制度実施要綱の制定について」につきまして、承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第11号「京丹後市文化芸術のまちづくり推進会議設置要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第11号「京丹後市文化芸術のまちづくり推進会議設置要綱の制定について」を説明させていただきます。

令和5年3月に策定しました京丹後市文化芸術振興計画を適正かつ効果的に推進し、文化芸術によるまちづくりを進めることを目的に、京丹後市文化芸術のまちづくり推進会議を新たに設置するに当たり要綱を定めるものでございます。

本会議の設置につきましては、市文化芸術振興計画において、計画を適正かつ効果的に推進するため、市民や文化芸術団体、市などで構成する会議体を組織することとされています。

内容につきまして、別記の要綱案2ページをご覧ください。

第1条では、先ほど申しあげました本会議の目的を規定しています。

第2条では、所掌事項として、文化芸術振興計画を推進するための具体的施策に関するこ

などを規定しています。

第3条では、推進会議の委員を15人以内とし、その対象者の要件を規定しています。

第4条は、委員の任期、第5条は役員、第6条は会議の開催について、第7条は部会について規定しています。また、会議、部会いずれも必要な意見を聞くため、委員以外のものの出席を求めることができるとしています。

今後、この会議の中で、文化芸術振興計画に基づく取組みへの具体的な提案や改善案等を協議し、事業化等につなげていくこととしています。

附則で、この要綱は本日より施行することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第11号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<安達生涯学習課長>

今、見ていただいている別記の要綱案の第1条の2行目で、「京丹後市文化芸術のまち推進会議」となっていますが、正しくは「京丹後市文化芸術まちづくり推進会議」です。

大変申し訳ございません。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第11号「京丹後市文化芸術のまちづくり推進会議設置要綱の制定について」につきまして、承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第12号「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第12号「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」を説明させていただきます。

最初のほうの資料をご覧いただきたいと思います。

令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）の中段あたりに記載がありますが、令和6年度の調査の変更点として、児童生徒質問調査については、全ての学校において端末を活用したオンライン方式による実施ということになっています。

もう一つの資料を開いてください。

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領です。Ⅳの1の（1）にありますとおり、小学校については6年生、中学校については3年生の全児童生徒を対象として調査を実施いたします。

Ⅳの2の（1）にありますとおり、調査教科について、小学校は国語及び算数、中学校は国語及び数学となり、昨年度実施された英語の調査は実施されないということです。

次に2ページの3の（1）実施日についてですが、令和6年4月18日の木曜日、小学校調査では教科に関する調査時間は45分、中学校は50分となっています。

質問調査については、C B T化に伴いまして4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて期日を設定し実施することとしています。

なお、この調査は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により教育委員会の職務権限とされており、市教育委員会の判断において、市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を行うことと、学校に対し公表するよう指示することが可能となっており、本市では市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて市広報紙により、広報、公表しているところです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第12号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<松本教育長>

理科と英語は、何年ごとというのは決まっているのですか。確定したわけではないですか。

<久保総括指導主事>

はい。次のはまだ来ていません。

<松本教育長>

御質問等ありませんか。

それではお諮りします。

議案第12号「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、会議の非公開についてお諮りします。

報告第1号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第1号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第1号について報告)

〈松本教育長〉

これより会議を公開とします。

〈松本教育長〉

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る12月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課・文化財保存活用課〉

① 1月学校行事予定について

② 1月保育所・こども園行事予定について

③ 1月生涯学習課行事予定について

④ 1月文化財保存活用課行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありましたらお願いします。

〈蒲田子ども未来課長〉

議案第7号の中で安達委員さんから御質問ありましたベビーシッターの件です。私の認識不足かも知れませんが、資料を確認しておりましたら、認可外保育施設の中で訪問型の施設がありまして、網野の浜詰でキッズラインということで西途さんと呼ばれる方が運営をしておりまして、ここが恐らくベビーシッターもしているのかなということで、詳しい報告は聞いておりませんが、もしかしたらこの事業が委員さんのおっしゃったベビーシッターのことなのかなとも思っていますので、また少し調べてみますが、訂正というか補足させていただきます。

<安達委員>

京丹後市にもベビーシッターの制度ができてきたのかなと思って、ちょっと聞いてみたかったのです。ありがとうございました。

<松本教育長>

そのほか何かありませんか。

ないようでしたら、以上で第1回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後2時00分>

[2月定例会 令和6年2月1日(月) 午前10時00分から]